

広報あびこ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発行する広報あびこ（以下「広報紙」という。）に
広告を掲載することに関し必要な事項を定めるもの
とする。

(掲載基準)

第2条 広報紙に掲載する広告（以下単に「広告」という。）は、社会的に信
頼性のあるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれのあるものは、広報紙
に掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法
律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に関するもの
- (2) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (4) 美観風致を害するもの
- (5) 我孫子市暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条第1号に
規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は当該暴力団若
しくは当該暴力団員等と密接な関係を有する者と関係するもの
- (6) 市の業務遂行に支障を及ぼすもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) その他市としての公共性及び中立性並びに品位を損なうもので、広
告として適当でないと市長が認めたもの

(規格等)

第3条 広告の規格（1枠当たり）は、縦11.5センチメートル、横8.0セ
ンチメートルとし、色は、フルカラー（CMYK）とする。

2 広告の掲載位置は、市長が指定する。

(掲載料)

第4条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、1枠当たり20,000

円とする。

(掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、発行号単位とする。

(掲載の募集)

第6条 広告の掲載は、公募によるものとし、その募集は、広報紙及び市ホームページにより行う。

(掲載の申込み等)

第7条 広告の掲載を申し込もうとする者(以下「申込者」という。)は、掲載を希望する広報紙の発行日の40日前までに広報あびこ広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

(1) 申込者が営む事業の概要又は事業内容が分かるもの

(2) 申込者の営む事業が資格又は免許を必要とする業種であるときは、それを証明する書類の写し

(3) 広告の原稿案

(4) その他市長が必要と認める書類

2 申込者が1回の広報の発行につき掲載を申し込むことができる広告の枠数は、3枠までとする。

(掲載の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申込み(次条において「申込み」という。)があったときは、その内容を審査し、広告の掲載の可否を決定し、広報あびこ広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(掲載の優先順位)

第9条 市長は、申込みの数が募集の数を超えたときは、次に掲げる順位に従い、広告の掲載を可とするものを決定するものとする。

(1) 公社、公団、公益法人その他これらに類する者からの申込みであること。

(2) 電気事業、ガス事業、交通事業その他公共性の高い事業を営む企業からの申込みであること。

(3) 前号に規定するもの以外の企業又は自営業者で、市内に事業所を有するものからの申込みであること。

(4) 前3号に規定するもの以外のものからの申込みであること。

2 前項の場合において、複数の同順位のものから広告の掲載の希望があるときは、抽選により広告の掲載を可とするものを決定する。

(掲載料の納付)

第10条 第8条の規定により広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、納入通知書により掲載料を一括して納付しなければならない。

(原稿の作成等)

第11条 広告主は、掲載の決定を受けた広告の原稿（以下単に「原稿」という。）を市長が指定する方法により、広告主の責任及び負担において作成し、市長が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

2 原稿は、広報紙のイメージを損なわないものとするため、総務部秘書広報課広報担当と事前に協議の上、作成するものとする。

3 原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主が著作権及び肖像権の有無等を確認し、その使用について著作権料等の費用が発生するときは、当該費用は広告主が負担しなければならない。

(内容に関する責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定による広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が掲載料を市長が指定する期日までに納付しなかったとき。

(2) 広告主が原稿を市長の指定する期日までに提出しなかったとき。

(3) その他市長が広告の掲載が適当でないとするとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、広報及びこ広告掲載決定取消通知書（様式第3号）により広告主に通知するものとする。

(掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げようとするときは、当該広告が掲載される広報紙の発行日の20日前までに書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、既納の掲載料は、還付しない。

(我孫子市広報紙広告調査委員会)

第15条 市長は、広告の掲載に関し疑義が生じた場合に調査審議するため、我孫子市広報紙広告調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 総務部長

(2) 総務課長

(3) 総務課契約検査室長

(4) 秘書広報課長

3 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は総務部長を、副委員長は秘書広報課長をもって充てる。

4 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、委員長がその議長となる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

6 委員会の庶務は、総務部秘書広報課において処理する。

(市ホームページにおける取扱い)

第16条 市ホームページに掲載する広報紙には、広告を掲載しない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。